

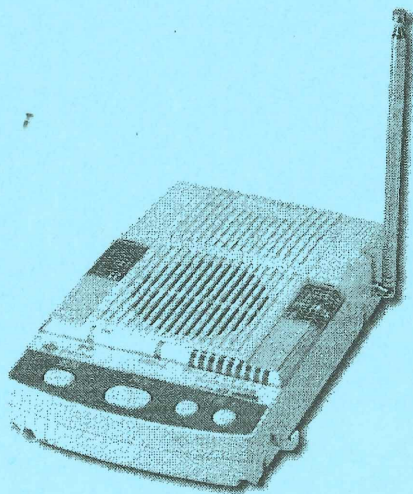
行政告知放送端末の返却について

転居や転出、空家、家屋解体する場合など、使わなくなった行政告知放送端末がありませんか？

⇒行政告知放送端末は、市の貸与品ですので、使わなくなった端末は返却が必要です。
市では使用しない端末を回収し、再利用に努めています。

また、世帯主が変更された場合は、名義変更をする必要があります。

端末の返却、名義変更の際は、情報管理課地域情報係までお問い合わせください。



(問い合わせ先)

志布志市役所情報管理課地域情報係
電話 099-474-1111(内線 322・326)